

教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年7月12日
開会時刻	午後1時01分
閉会時刻	午後1時29分
出席委員名	◎浜口和久 ○辻 孝記 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 野崎隆太 福井輝夫 藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	野村格也
審査案件	子ども子育て支援に関する事項 継続調査案件 ・幼児教育・保育の無償化に係る取扱い方針について
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、 教育総務課副参事、 健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、こども課長、 障がい福祉課長
	ほか関係参与

審査経過

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、継続調査案件となっている「子ども子育て支援に関する事項」を議題とし、当局から報告、報告への質疑を行い、今後についても継続して調査をすることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後 1 時01分

◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者 2 名は委員長において、宮崎委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日の案件は、継続調査となっております、「子ども子育て支援に関する事項」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【子ども子育て支援に関する事項】

【幼児教育・保育の無償化に係る取扱い方針について】

◎浜口和久委員長

それでは、「子ども子育て支援に関する事項」についての御審査を願います。

「幼児教育・保育の無償化に係る取扱い方針について」、当局から説明をお願いいたします。

こども課長。

●堀川こども課長

それでは、「幼児教育・保育の無償化に係る取扱い方針について」、御説明いたします。

6 月 4 日の教育民生委員会におきまして、「幼児教育・保育の無償化について」、概要の説明をいたしました。今回は、幼児教育・保育の無償化を行うに当たり、市の判断が必要とされる 3 点について、市の取扱い方針を御報告します。

資料 1 - 1 をごらんください。市の判断が必要とされる 3 点とは、「1 食材料費の取扱いについて」、「2 認可外保育施設の対象範囲について」、「3 施設等利用給付の支出方法等について」です。

まず、1 点目、食材料費の取扱いについてです。資料 1 - 2 をごらんください。始め

に、国が示す基本的な考え方になります。中段の概要図をごらんください。ここでは、幼稚園を利用する子供を1号認定、保育を利用する子供を2号認定として表記をしております。現行では、幼稚園では、保育料のほか、実費としてご飯代となる主食費、おかず代となる副食費を保護者が負担しています。その隣の保育所などでは、副食費4,500円を含んだ保育料と、実費として主食費を保護者が負担しています。これが無償化により、幼稚園の利用者との公平性を図る観点から、保育にかかる部分は無償となりますが、主食費及び副食費は保護者の負担となり、各施設で徴収することとなります。また、保育を利用する子供の保育料のうち、4,500円が副食費分であることを踏まえ、副食費に係る徴収額の目安を月額4,500円とし、この額を参考としつつ、実際に給食に要した材料の費用を勘案して定めると国より示されています。

これらを整理すると、保護者の負担方法は変わりますが、保護者が負担すること自体は、これまでとは変わらないとしています。

2ページをごらんください。次に、食材料費の金額設定についてですが、(1)伊勢市の保育料と食材料費の現在の関係について、公立と私立の状況をまとめております。保護者が負担する保育料のうち、4,500円が副食費として負担していただいているということですが、実際の給食における副食費の提供については、4,500円以上の費用がかかっています。現在の状況に示していますとおり、緑色で示している保育料に含まれているオレンジ色の4,500円を超える分については、公立では市負担、私立については施設の運営費で賄っております。無償化後、保育料に含まれていた副食費の4,500円は、これまでの主食費と同様に保護者の実費徴収となるわけですが、実際の副食費にかかる額を保護者から負担いただくのは、給食提供の内容が変わるわけではございませんので、保育料に含まれている4,500円以上徴収することは理由がつきにくいと考えます。

3ページをごらんください。食材料費の低所得世帯等への配慮ですが、市民税非課税世帯や一人親世帯など、また、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子供にかかる副食費は免除となります。具体的には、資料4ページ及び5ページに現在の保育料の表で示しています。こちらの表、4ページの2号・3号認定とは、2号が3歳から5歳児の保育を利用する子供、3号はゼロ歳から2歳児までの保育を利用する子供、5ページの1号認定とは、3歳から5歳児の幼稚園を利用する子供に係る保育料の表となっております。無償化後、4、5ページの黄色の部分が年収360万円未満の世帯となり、こちらについては、保育料と副食費はゼロ円になります。主食費のみ保護者負担ということになります。それから、茶色の部分になりますが、こちらのほうは年収360万円以上の世帯で、保育料はゼロ円となりますが、副食費と主食費が保護者負担となります。なお、4ページの緑色部分、こちらについては、ゼロ歳児から2歳児の保育料のところになるんですけども、市民税非課税までが無償化となりますので、この緑色の部分についても保育料は無償となります。

また、今まで徴収していた保育料と副食費に関して、逆転が起こらないかについては、青丸で囲ってある5,800円以下で副食費を決定する必要があります。

すいません。3ページのほうにお戻りください。(3)食材料費の取扱い方針については、これまでの検討内容の結果として、公立施設について、副食費を月額4,500円、主食費はこれまでの徴収額と変更なく月額600円の合計月額5,100円を保護者から食材料費と

して徴収したいと考えます。なお、しごうこども園の幼稚園部については、幼稚園の提供日数を勘案し、これまでどおり 3,100 円とします。

また、私立施設の副食費については、各施設において、それぞれで食材料費を設定し、保護者との同意を得た上で、徴収、管理をお願いすることとし、設定額については、公立で設定する額を示した上で、各施設において実際に必要な費用の額に応じて、適切な設定を依頼することとします。以上が食材料費の取扱いの説明となります。

次に 2 点目、認可外保育施設の対象範囲についてです。資料 1 - 2 の 6 ページをごらんください。無償化の対象となる認可外保育施設については、「届出がされたもののうち内閣府令で定める基準を満たすもの」と規定されています。しかし、待機児童問題で、認可施設に入れず、仕方なく認可外保育施設に通う方がみえることから、指導監督基準を満たしていなくても、5 年間の間に基準を満たすように猶予を与え、5 年間は無償化の対象施設となりました。一方で、地域により状況が異なるため、市が条例により対象施設の範囲を定めることが可能な仕組みとされています。

市内にある認可外保育施設については、中段の表に記載のとおり、事業所内保育事業として 8 箇所、企業主導型保育事業として 1 箇所の計 9 施設があり、すべての施設が三重県へ届出を行っております。市内の認可外保育施設は全て県の指導監督を受けていまして、無償化の対象範囲としても問題がないと判断したので、国の示すとおりとします。

次に、3 点目の子育てのための施設等利用給付の支払い方法については、資料 1 - 2 の 7 ページをごらんください。これは、認可保育所と同様に、幼稚園や認可外保育施設を利用している方も平等に無償化とするため、保護者の就労などにより、保育が必要と認定されれば、認可保育施設の無償化の範囲とする 3 万 7,000 円まで、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用を無償で受けられるために、新しく設けられた事業です。これについては、月額上限が、幼稚園を利用している子供については、1 万 1,300 円の範囲で、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、病児保育、一時預かり事業については、3 万 7,000 円の範囲までとなり、利用方法により、月に幼稚園の預かり保育とファミリー・サポート・センター、また、認可外保育施設と病児保育など月額上限の範囲で多様な利用が可能となっておりますので、保護者からの申請に基づく償還払い方式としております。

このあと、資料 1 - 3 については概要説明の資料となりますが、後ほど御高覧ください。

資料 1 - 1 へお戻りください。今後の予定ですが、資料 1 - 1 の 4 項目に記載しております。今後、議会の方へ無償化に係る関係条例の改正案、また、ここに記載を行っておりませんが、条例制定案の提出と補正予算案の提出を行い、議決をいただきましたら、関係施設、そして保護者への周知を行ってまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

御説明いただきありがとうございます。私からは、3点ほど質問をさせていただければと思っております。

まず1点目に、先ほども最後のほうで償還払いの話が出たと思うんですが、伊勢市のほうではですね、昨年9月1日からこども医療費助成制度においてですね、小学校への未就学児への医療窓口負担がしなくてもよくなったということで、すごく子育て支援としてはすばらしい進み方をしたのかなと私自身は思っております。そんな中でですね、今回、国が償還払いのほうをですね、提案しているという形もありますけれども、現段階でいくとICT化を進めていく、そんな時代に入ってきた中でですね、逆行していくような、今回の償還払いを選択することになるのかなと私自身は考えております。将来的にこのまま償還払いが進んでですね、条例制定と改定等含めて、さまざまなことを思案していただきながら、将来的には現物給付という形で進めていただきたいなと思ってるんですけども、その点について、もしお考えがあればお聞かせください。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

お答えいたします。施設等利用給付の支払い方法の償還払いにつきましては、まず、この利用される方につきましては、保育の必要性があるかどうかというところが基本となってきます。施設によっては、保育の必要性がある方とそうでない方が、預かり保育等を利用されている現状もありまして、各幼稚園を中心に話をしますと、幼稚園の中でもそういった方が二手お見えになるということもあって、園のほうで混乱を避けるために、まずは償還払いという形をとっていきたいというふうに考えました。ただ、やはり今後、ICT化という部分では、私どものほうも検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

ありがとうございます。今後の進展という形で、伊勢市だけではなくてですね、他の自治体のほうの動向も確認していただきながら、研究を進めていただければなと思っておりますが、実際、医療費のようにですね、償還払いよりも現物給付という形のほうが多分、スタッフのみなさんですね、実際に園に勤めていらっしゃる事業者の方の負担だったりとか、当局側の職員さんの負担も軽減されるという形で、働き方改革にも将来的にはつながっていくのではないかなと私自身は思っております。実際、この制度が進むにつれてですね、人をふやすとか、そういったこともなかなかできない現状があると思いますので、将来的に見据えた考えを持っていただければなと私自身は考えておりますので、よろしく願います。

次に、二つ目の質問になるんですが、今回預かり保育という形で1号認定の方ですね、幼稚園や認定こども園を利用されている方が、一時預かりも含めて、預かり保育をされる場合に、現状では今回の制度では1万1,300円のほうが上限という形で、利用ができるということになっております。現状でいきますと、どこまで利用できるのかっていうのもあると思うんですが、公立・私立でですね、どれぐらい上限、この1万1,300円を超える、超えないというのが見えてるかどうか、お話いただければと思っております。

◎浜口和久委員長

教育総務課副参事。

●前村教育総務課副参事

私のほうからは公立幼稚園、私立幼稚園の状況につきまして、お話をさせていただきたいと思います。まず、公立の幼稚園につきましては、月額4,500円まで利用日数の上限を設けてまして、15日以上利用いただいた場合は、一律4,500円という上限を定めておりますので、1万1,300円の枠を超えていただくことは、ないような状況です。私立の幼稚園につきましても、園のほうにちょっと状況を聞かしていただきましたら、平日の利用につきましては、この上限額を超えるようなことはないけれども、長期休業中の利用につきましては、その方の利用の日数によっては、上限を超えてくる方もあるのではないかと、うふうなことを聞いております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

すいません。私のほうからは認定こども園のほうの状況を伝えさせていただきます。市内に認定こども園は9施設ございます。8施設が私立の認定こども園、1施設が公立、しごうこども園というふうになります。公立のしごうこども園については、公立幼稚園と同様ということです。私立の認定こども園につきましては、私立幼稚園と同様の状況で、平日の月については、1万1,300円を超えるようなことはないというふう聞いておるところですが、夏季休業ですね、長期休暇のときについては、超えることもあるというふうな形を施設のほうからは聞いております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

ありがとうございます。実際に超える、超えないというのはなかなか利用者の利用の仕方によって変わってくると思うんですけれども、その辺が、今回の償還払いということ

もありますので、実際にどれだけ利用されたのかっていうのが把握しやすかったり、把握しにくいこともあると思います。その辺については、今回、市当局側もそうなんですけども、利用者側だけではなくてですね、運営される事業者のほうにも、ぜひともそういった点で指導していただければなと思っております。

もう一点、最後によろしいでしょうか。最後に、今回もう一つの資料の1-3のですね。2ページのほう、見ていただきますと、就学前の障がい児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されるということで、現在、受給者証を利用されている方がいらっしゃる中で、放課後等デイサービスですかね、それと日中一時支援のほうを利用しているという方もいらっしゃいます。そんな中で所得の収入の上限によってですね、利用の上限額が4,600円と3万7,200円ですかね、というかたちで、2種類に分かれておるんですが、その方たちの中で、今回、障がい者手帳や精神障がい者手帳ですかね、そちらを持っていらっしゃらなくても、受給者証自体は申請をすることで取得が可能となっております。そういった方も対象になるのかだけ、最後にお聞かせください。

◎浜口和久委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

障がい児の場合なんですけど、障がい者というふうには書いてはあるんですけども、基本、手帳とかなくても、発達支援の必要があれば、受給者証をとっていただきます。受給者証をとっていただいた方には、無償化の対象ということでさせていただくようになっています。

以上です。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

今回、この文言でいきますと、なかなか利用されている方でもわかりづらい、もしくは見落としをされやすいという方がいらっしゃるかもしれませんので、もしそういった対象者になる方にもですね、ぜひとも通知等をできる範囲で構いませんので、何かしらの施策、対策をとっていただければと思っております。

以上です。

◎浜口和久委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

はい、障がい児の場合にですね、現物給付になっておりますので、事業所のほうが年

年齢を確認させていただいて、対象になる、ならんというのを判断させていただくようになっていきますので、またその辺も含めてよろしく申し上げます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。
久保委員。

○久保真委員

ちょっと認可外保育施設についてお伺いしたいんです。資料1-2の6ページの先ほど9施設、市内にあるということをお聞かせいただきました。ここに通われている幼児、また乳幼児の方の数、わかれば、またそして伊勢市が対象とする子供たちの数、おおよそでいいんですけれども、どれぐらいあるのか、もし把握しておればお聞かせ願いたいと思います。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

認可外保育施設の3歳以上児、今回対象となる児童数なんですけれども、ことしの1月時点で確認した数字になるんですけれども、56名を推定とさせていただいておるところです。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

伊勢市全体としては、どれぐらいを把握しておられるのか教えてください。

◎浜口和久委員長

暫時休憩します。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時23分

◎浜口和久委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。
こども課長。

●堀川こども課長

失礼いたしました。対象者数なんですけれども、今、見ておる人数なんですけれども、ちょ

っと細かくなりますが、公立についての3歳から5歳児については、8,178人、それから私立のほうの3歳から5歳児については、8,844人を3歳から5歳児の対象児童数として見ております。

◎浜口和久委員長
久保委員。

○久保真委員
8,000人で間違いはないですかね。

◎浜口和久委員長
暫時休憩します。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時24分

◎浜口和久委員長
休憩を閉じ会議を再開いたします。
こども課長。

●堀川こども課長
大変失礼いたしました。対象児童数につきましては、保育所、3歳から5歳児が1,387人、それから、認定こども園の3歳から5歳児については989人、幼稚園につきましては421人、そちらの人数を対象としております。

◎浜口和久委員長
よろしいですか。
久保委員。

○久保真委員
はい、ありがとうございます。もう一つ、ちょっとお聞かせください。地域型保育としてですね、いわゆるベビーシッターさんのような居宅訪問型保育っていうのは、家庭的保育とか小規模保育っていうのがあると思うんですけども、その辺ちょっともう少し詳しく、どのようなものなのか教えてください。

◎浜口和久委員長
こども課長。

●堀川こども課長
地域型保育事業につきましては、こういった施設があるかという御質問だと思うんで

すけれども、家庭的保育というのは、居宅、家のような環境で保育をする居宅型の保育というものがございます。それから小規模保育というのは、定員の19名までの小規模な人数で行う保育がございます。それ以外に事業所内保育というの、地域型保育の中でも位置づけがあります。そういった保育があるんですけれども、伊勢市におきましては、地域型保育事業、市内に小規模保育事業で1施設ございます。

◎浜口和久委員長
久保委員。

○久保真委員

はい、ありがとうございます。最後にですね、今も話している中で、なかなかふだんこう聞きなれないような言葉がたくさん出てくるので、本当にわかりづらいと思います。親御さんたち、家庭にとっても大変大きな問題であろうと思いますので、この国からの資料ですね、大変ちょっとわかりにくい、1回読んでわかりにくいと思います。これ、家庭のほうにこういうふうなことで啓発というか、申し込みのほうをされていくんだと思いますので、もうちょっとこうわかりやすいような資料に伊勢市独自で書き直して、つくり直すということはできないんですか。それだけちょっと最後にお聞かせください。

◎浜口和久委員長
こども課長。

●堀川こども課長

周知につきましては、資料のほうもわかりやすい提供のほうを心がけていくようにいたします。また、今回その無償化になる対象者の方っていうのは、はっきりどなたかっていうのが分かって行くところもございますので、個々に周知をさせていただくような形でさせていただきたいと思います。また、関係施設につきましても、この制度のほうを説明をさせていただいた上で、保育を利用する業者さんにも、施設からも周知をしていただくような形で行っていきたくて考えております。

◎浜口和久委員長
よろしいですか。
他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。
御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「幼児教育・保育の無償化に係る取扱い方針について」を終わります。

「子ども子育て支援に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続いたします。

以上で、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 1 時 29 分

上記署名する。

令和元年 7 月 12 日

委 員 長

委 員

委 員